

内容

1 部活動改革の背景について

2 東京都の取組について

3 意義と課題について

2 東京都の取組について 中学校等における部活動の実態

◆ 令和4年度「部活動実施状況調査」

- 調査実施時期
 - ・ 令和5年1月から2月
- 調査対象校 622校
 - ・ 公立中学校（本校・分校）603校
 - ・ 義務教育学校（後期課程）8校
 - ・ 都立中学校（附属中学校）5校
 - ・ 公立中等教育学校（前期課程）6校

◆ 生徒加入状況

	中学校	義務教育 学校後期	都立中学校 （附属中）	中等教育 学校前期	計
在籍者数(人)※1	228,953	2,832	2,155	2,878	236,818
加入者計(人)※2	193,500	2,248	2,043	2,948	200,739
運動系(人)※2	126,206	1,555	1,146	1,736	130,643
（割合）	65.2%	69.2%	56.1%	58.9%	62.3%
文化系(人)※2	67,294	693	897	1,212	70,096
（割合）	34.8%	30.8%	43.9%	41.1%	37.7%

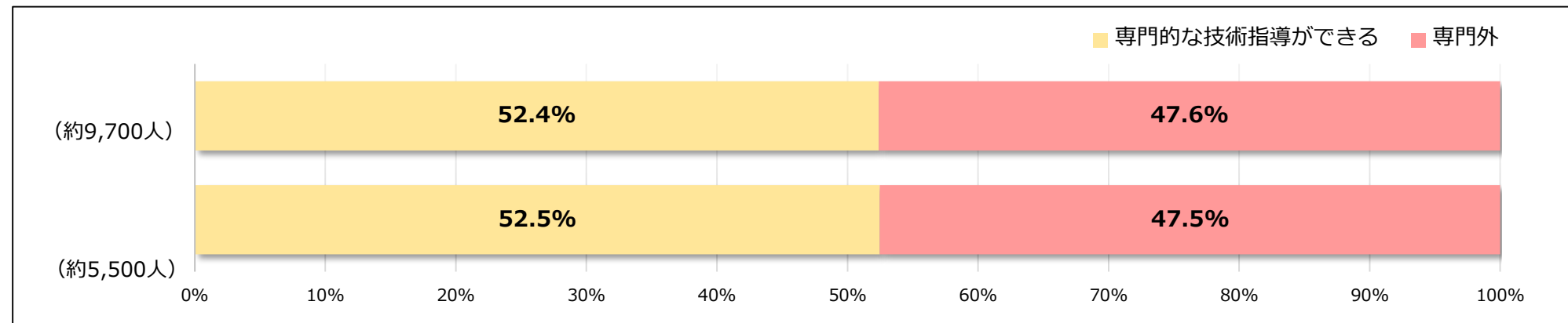
◆ 設置数

	中学校	義務教育 学校後期	都立中学校 （附属中）	中等教育 学校前期	計
設置 部活動数 （部）	7,905	126	96	140	8,267
運動系 （部）	4,960	81	51	79	5,171
（割合）	62.7%	64.3%	53.1%	56.4%	62.5%
文化系 （部）	2,945	45	45	61	3,096
（割合）	37.3%	35.7%	46.9%	43.6%	37.5%

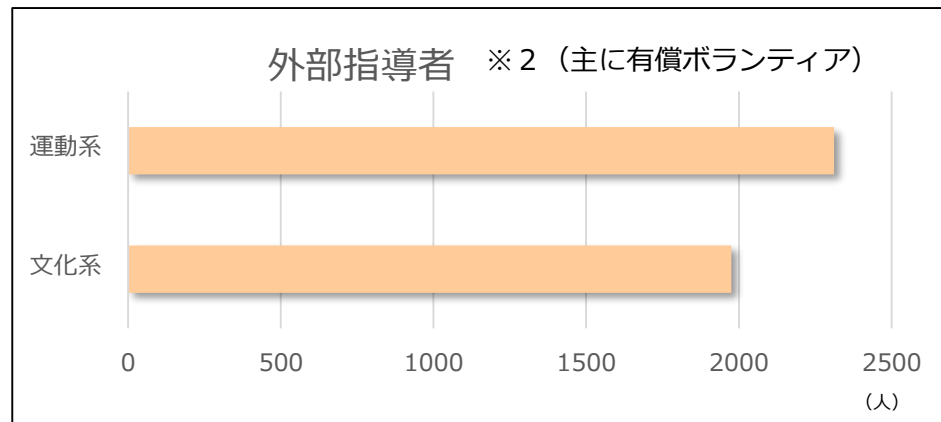
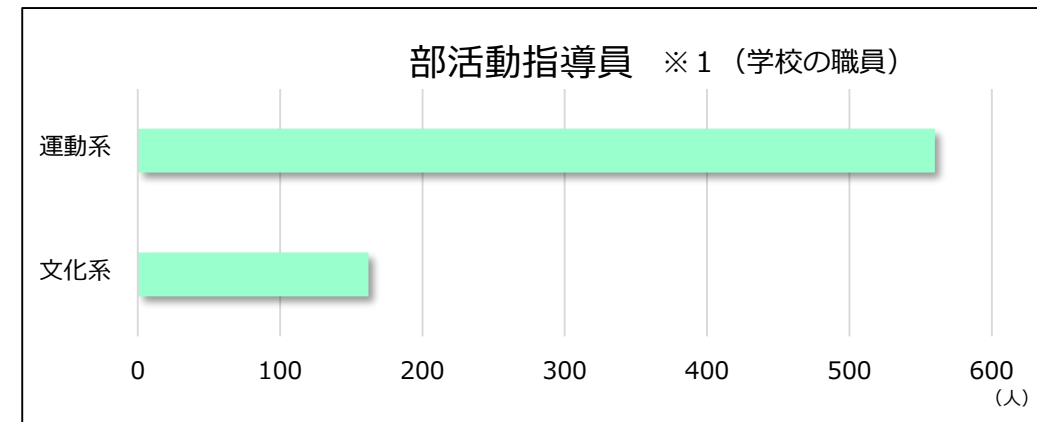
※1 在籍者数は、令和4年5月1日現在の学校基本調査によるものとする。
※2 加入者数は、2部活以上入部している生徒の延べ人数としている。

2 東京都の取組について 中学校等における部活動の実態

◆ 指導者の配置状況



令和4年度「部活動実施状況調査」(東京都教育委員会)



令和4年度「部活動実施状況調査」(東京都教育委員会)

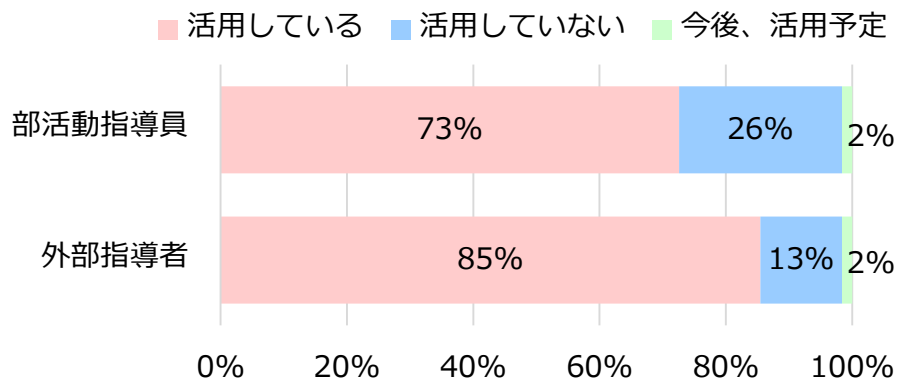
※1 部活動指導員は、学校教育法施行規則第78条の2に基づき、「中学校におけるスポーツ、文化、科学等に関する教育活動に係る技術的な指導に従事する」学校の職員。

学校の教育計画に基づき、校長の監督を受け、部活動の実技指導、大会・練習試合等の引率等を行う。

※2 外部指導者は、※1以外で区市町村が配置している指導者。

- 目的：中学校等における部活動の地域移行に向けた取組等を検討するため
- 実施時期：令和4年7月
- 対象：全区市町村教育委員会
- 回答数：62地区

◆ 外部人材の活用について

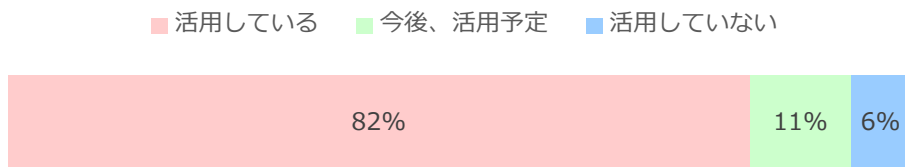


外部人材の活用について、課題や検討事項

- 指導者の配置業務の一部を民間へ委託化
- 指導者に対する講習等について（安全指導講習、生徒指導を深める研修等）
- 地域移行した際の部活動指導員の身分上の扱い
- 顧問（教員）と外部指導者等との連携
- 事故発生時の責任の所在

◆ 学校施設の活用

外部団体（中学生所属）が活動する際の学校の施設利用状況



※活用していない理由

学校の時間外の活動は主に成人以上に開放しているため

外部団体に学校施設を貸し出す際の課題、検討事項

- 既存の利用団体で利用枠が埋まっており、新規団体が利用しにくい
- 貸出事務は副校長が担うことなく、システム化等の構築が必要
- 営利目的で活動しているスポーツ団体への学校施設の貸し出しについての考え方の整理

◆ 地域団体との連携状況

連携している	連携予定	検討中
18%	16%	66%

(内訳)

(延べ地区数)

団体	連携している	今後、連携予定
総合型地域スポーツクラブ	5	3
地区体育協会 (各競技団体)	10	3
地区文化団体・サークル	4	3
クラブチーム	2	0
プロスポーツチーム	2	0
民間事業者	5	1
フィットネスクラブ	3	0
大学	1	2
企業	3	2
地域学校協働本部	7	1
保護者会	2	0

地域のスポーツ団体等との連携に係る課題、検討事項

- 学校部活動を本格的に請け負える地域団体が育っていない
- 外部指導員のみで指導を行う場合における、管理責任や大会引率時の教員の同伴などの規程の整備
- 公共施設の予約や使用料

コーディネーター的役割をする人材や団体等について

- 教育委員会事務局による、民間事業者と学校との調整
- 設立した財団が、部活動マネージャーを各種目別に配置
- 活動状況を確認する部活動コーディネーター（外部講師）を配置し、管理職等へヒアリング等を実施

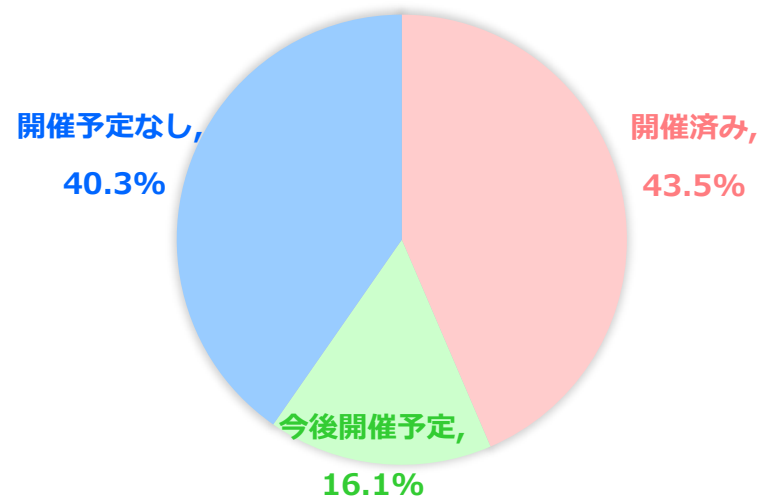
2 東京都の取組について

「中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた取組等に関する調査」結果

- 目的：中学校等における部活動の地域連携・地域移行に向けた取組等を検討するため
- 実施時期：令和5年1月
- 対象：全区市町村教育委員会（62地区）

◆ 令和4年度協議会等の開催状況について

	地区数
開催済み	27地区
今後開催予定	10地区
開催予定なし	25地区



主な内容

- 総合教育会議で「現状の国や都の動向」や「スポーツ振興課や文化振興課などの首長部局との連携」を協議
- 令和3年度に法人設立。毎週金曜に定例会を開催し、事業報告・課題整理・打合せを実施
- 教育委員会内に設置した「地域部活動検討部会」において部活動運営支援業務の一部民間委託化について検討
- 部活動指導員等の拡充と合同部活動設置について協議
- 各中学校、教育委員会事務局及び首長部局における部活動及び関連事業の実施状況について情報共有
- 部活動の地域連携に向けた地域資源の情報共有、課題の整理
- 生徒、保護者、教職員、体育協会、文化芸術協会を対象にアンケート調査

2 東京都の取組について

「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」及び
「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」について

1 「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」 ※「子供たちのスポーツ・文化芸術等に親しむ機会の確保」「教員の働き方改革」に資するガイドライン

策定の背景

- 令和元年7月、都は「部活動に関する総合的なガイドライン」策定
・生徒の自主的・自発的な参加の促進、効率的・効果的な活動の推進
- 令和2年9月、国は、休日の部活動の段階的な地域移行を図っていくことを周知

都におけるこれまでの取組

学校部活動の地域連携・地域移行に関する検討

- 部活動検討委員会を設置
・持続可能なスポーツや文化芸術環境構築に向けた協議
・地域連携・地域移行に関する課題整理

内容

対象 I：都立学校 II～IV：主に公立中学校等

I 学校部活動

P 1～

部活動の教育的意義と適切な運営の在り方

- ・部活動指導者の役割（顧問、部活動指導員、外部指導者等）

部活動の在り方に関する方針

- ・部活動の運営上の留意事項（休養日や活動時間の適切な設定等）
・地域のスポーツ・文化芸術団体等との連携した部活動の実施

体罰、不適切な行為の防止

- ・体罰の定義、体罰関連行為のガイドライン
・不適切な行為、セクシャル・ハラスメントの防止

部活動における重大事故防止に向けた安全対策

- ・部活動の安全実施に向けたポイント
・事故防止の取組

部活動中における健康面での留意事項

- ・熱中症警戒アラートを活用した熱中症予防
・頭部外傷の理解と予防等

新 II 新たな地域クラブ活動

P 127～

- ・地域のスポーツ・文化芸術団体、学校との関係者等からなる協議会の実施
- ・休日のみ活動をする場合も、原則として1日の休養日の設定
- ・活動場所である公共施設について、利用しやすい環境づくり
- ・希望する教員等の円滑な兼職兼業、質の高い指導者の確保

新 III 学校部活動の地域連携や地域クラブ活動への移行に向けた環境整備

P 137～

- ・令和7年度末には、全公立中学校等で地域連携・移行に向けた取組を実施することを目指す
- ・協議会等の検討体制を整備し、休日の在り方等を検討
- ・推進計画等を作成し、取組内容、スケジュール等を周知

新 IV 大会等の在り方の見直し

P 141～

- ・大会参加資格を、地域クラブ活動も参加できるよう見直し（都中体連は、令和5年度から大会への参加を承認）
- ・校長等は、できるだけ教員が引率しない体制を整備
- ・生徒の負担が過度とならないよう、参加する大会等を精査

2 東京都の取組について

「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」及び「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」について

2 「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」

※ 地域連携・地域移行の実現に向けた取組やスケジュール等を示す計画

1 策定の目的

P 1～

令和 5 年度から 7 年度までの改革推進期間における取組の展望を明らかにし、**都内公立中学校等の部活動の地域連携・移行を推進**

2 推進目標

P 1～

令和 7 年度末までに、**都内全ての公立中学校等で、地域や学校の実態に応じ、地域連携・移行に向けた取組を実施**

3 現状と課題

P 1～

- ❖ 都内公立中学校で、専門的な技術指導ができる顧問は、運動部・文化部ともに約 5 5 %
- ❖ 教員の部活動指導や大会引率を負担に感じている教員は少なくない
- ❖ 令和 4 年度に、地域連携・移行に向けて協議会を設置しているのは 2 7 地区



4 取組の方向

P 2～

- ❖ スポーツ・文化芸術団体等と連携し、学校と地域が協働・融合した形で、関係者間の連絡体制の構築や指導者を確保
- ❖ 東京都は、休日の学校部活動の段階的な地域連携・移行を進め、区市町村の進捗に対して適切に助言
- ❖ 都立中学校等における一部の部活動において、先行的に地域連携・移行を推進、その成果を区市町村に発信

5 都の取組

(1) 区市町村における地域連携・地域移行に向けた都の取組

P 3～

ア 部活動検討委員会の開催

- ・ 持続可能なスポーツや文化芸術環境の構築について検討
- ・ 検討内容等について、ホームページ等で広く情報発信

エ 休日等の指導者の確保

- ・ TEPRO サポーターバンクへの登録を促し、指導者の配置を支援
- ・ 専門性を有する学生の指導者の確保に向けて、大学に働きかけ

イ 関係者間の連絡体制の構築

- ・ 関係者と定期的に連絡調整する場を設け、連携を強化
- ・ 地域連携・移行に関する取組状況を各種会議で情報提供

オ 休日等の指導者の質の向上

- ・ 外部指導者等に対し、**①**のガイドラインの活用を推奨
- ・ 都立学校部活動指導員の研修資料を区市町村等に提供

ウ 関係者への情報発信

- ・ リーフレットにより、地域連携・移行のスケジュール等を周知
- ・ 好事例等をニュースレターで定期的に発信

カ 教員等の兼職兼業

- ・ 教員の部活動指導に関する意識調査を実施し、課題を把握
- ・ 円滑に兼職兼業の許可を得られるよう、規程や運用の改善

2 東京都の取組について

「学校部活動及び地域クラブ活動に関する総合的なガイドライン」及び「学校部活動の地域連携・地域移行に関する推進計画」について

(2) 都立学校における地域連携・地域移行に向けた都の取組

P 7 ~

ア 都立中学校等における地域連携・地域移行促進事業

- ・実施校一部の部活動の地域連携・移行に関する実証事業を実施
- ・TEPROを活用した地域連携・移行等の成果を区市町村に発信

イ 都立高校における部活動改革パイロット校

- ・実施校の一部の部活動における休日等の運営を民間事業者に委託
- ・働き方改革の一つのモデルとしてその成果を都立高校に発信

(3) 区市町村における部活動の地域連携・地域移行に向けた都による経費の補助

P 10 ~

都は、区市町村が地域連携・地域移行を推進できるよう、以下の経費を補助するとともに、国に対して令和6年度以降の支援について働きかけていく

ア 部活動指導員及び外部指導者の配置

- ・単独指導や大会引率等を担う部活動指導員(非常勤職員)の配置
- ・専門的な技術指導等を行う外部指導者(有償ボランティア)の配置

エ 休日等の地域クラブ活動における指導者の配置

- ・実技指導等を行う指導者の配置に係る謝金
- ・教育的意義や体罰防止等に関する研修会開催

イ コーディネーター等の配置

- ・区市町村で団体等と連絡調整を行う総括コーディネーターの配置
- ・中学校で運営団体と連絡調整を行うコーディネーターの配置

オ 困窮世帯への支援に係る体制構築

- ・困窮する世帯への支援に係るシステム設置・改修等の体制構築

ウ 地域連携・地域移行の推進に向けた協議会等の開催

- ・区市町村の方針策定や体制構築等に係る協議会開催等を支援

カ その他

- ・地域連携・移行に係る体制構築のための初期費用を支援
例) ヘルプデスク設置の委託、課題把握のための調査費用

6 区市町村の取組

P 12 ~

地域連携・移行に向けた協議会等の設置

方針及びスケジュール等を示した計画等の策定

計画に基づく地域連携・移行の推進

7 地域連携・地域移行に係る成果指標

P 14 ~

- ❖ 運動・文化芸術活動が有意義だと感じている生徒の増加
- ❖ 教員が指導に携わらない休日の部活動の増加
- ❖ 教員の部活動への従事時間の縮減

8 本推進計画の見直し

P 15 ~

本推進計画の適合性の点検を行い、各施策の取組状況等を踏まえつつ、適宜、内容の見直し・改訂



未来へつなぐ 部活動改革 リーフレット

【都内公立学校保護者用】

東京都の子供たちにとって 魅力あるスポーツ・文化芸術活動 の機会を確保するため、 部活動改革を進めます。

背景

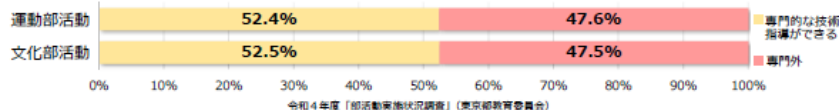
- 中学校教諭の1週間当たりの学内勤務時間（持ち帰り時間は含まない）は63時間20分であり、1か月（4週間）当たりの時間外勤務は100時間近く
- 中学校では、平成18年度に行われた調査結果と比べて、平成28年度の調査結果では、土日の部活動指導に従事している時間が1時間6分から2時間9分とほぼ倍増しており、部活動指導に係る負担が増加

「運動部活動の地域移行に関する検討会議報告書」（運動部活動の地域移行に関する検討会議 令和4年6月）

「文化芸術活動の地域移行に関する検討会議報告書」（文化芸術活動の地域移行に関する検討会議 令和4年8月）

⇒ 教員の部活動指導を軽減し、教育の質を向上

- 専門的な技術指導のできない顧問が半数弱



⇒ 専門的な技術指導のできる指導者による継続的な指導が必要

東京都における部活動改革の方向性

- ・ 令和7年度末までに、都内全ての公立中学校等で、地域や学校の実態に応じて、地域連携・地域移行に向けた取組を実施し、生徒が自主的・自発的にスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる環境を整備
- ・ 学校の部活動において、専門的な技術指導に加え、大会引率等ができる指導者を配置するなど、地域と連携して指導体制を整備



子供たちの
多様なニーズに応じた
活動機会の創出

未来へつなぐ 部活動改革 リーフレット

【地域関係者用】

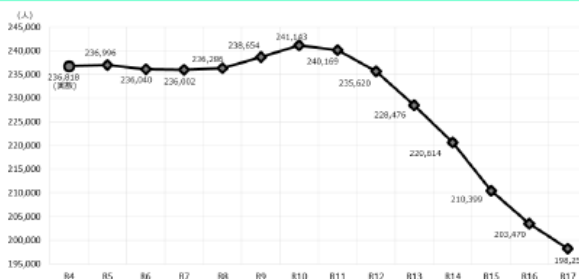
東京都の子供たちにとって 魅力あるスポーツ・文化芸術活動 の機会を確保するため、 部活動改革を進めます。

背景

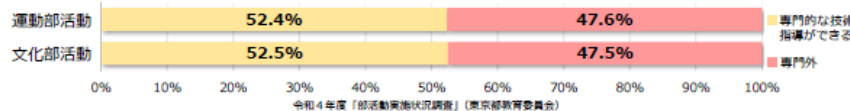
少子化の進行により
学校単位の
部活動の
存続が困難

【令和4年度】
都内公立中学校等※で
75部が休部・廃部
令和4年度「部活動実施状況調査」
（東京都教育委員会）

※ 中学校等：中学校、義務教育学校後継機関
及び中等教育学校前期課程

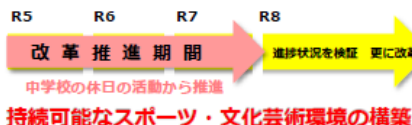


専門的な技術指導のできない顧問が半数弱



東京都における部活動改革の方向性

- ・ 令和7年度末までに、都内全ての公立中学校等で、地域や学校の実態に応じて、地域連携・地域移行に向けた取組を実施し、生徒が自主的・自発的にスポーツ・文化芸術活動に継続して親しめる環境を整備
- ・ 学校の部活動において、専門的な技術指導に加え、大会引率等ができる指導者を配置するなど、地域と連携して指導体制を整備



子供たちの
多様なニーズに応じた
活動機会の創出

子供たちの笑顔のために、部活動の指導者になりませんか？

子供たちのスポーツ・文化芸術活動を持続可能とするため、指導者として御協力いただける方や団体は、人材バンクへの登録をお願いいたします。

- ・空き時間を利用して柔軟に働きたい方
- ・個人（現役、退職者）、団体を問わず、社会に貢献したい方
- ・知識や技術を生かしたい方



公益財団法人

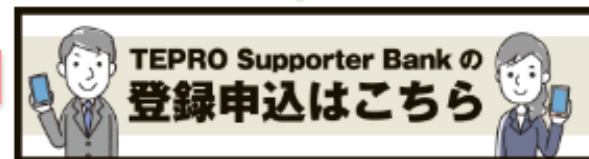
東京都教育支援機構

Tokyo Education Promotion and Support Organization

ティープロ サポーター バンク

TEPRO Supporter Bank

<https://www.tepro.or.jp/applicant/activity.html>



希望条件	
希望校種 必須 任意可	～なし～
希望内容 必須 任意可	～なし～
具体的な希望内容	具体的な希望があれば入力
活用したい能力・経験等	専門的な知識・技能、通訳可能な言語、PRしたい実績などがある場合は入力
希望活動形態 必須 任意可	～なし～
活動可能な曜日・時間帯 必須	月 不可

〇〇地区や週〇回、曜日、時間など希望条件等を入力

2 東京都の取組について

部活動指導員と外部指導者について

主な役割（職務）	教員	部活動指導員	外部指導者
●実技指導	○	○	○
●安全・障害予防に関する知識・技能の指導	○	○	○
●事故が発生した場合の現場対応	○	○	○
●用具・施設の点検・管理	○	○	△
●部活動中の事故防止、安全対策	○	○	△
●学校外での活動（大会・練習試合等）の引率	○	○	△
●保護者等への連絡	○	○	
●年間・月間指導計画の作成	○	○	
●生徒指導に係る対応	○	○	
●外部の指導者との連絡・調整	○	○	
●部活動の管理運営（会計管理等）	○	△	
●担任との連絡・調整	○	△	
●地域との連絡・調整	○	△	
●大会主催者との連絡・調整	○	△	
●広報活動	○	△	

※ △：配置校の校長や教育委員会が必要と認める事項

2 東京都の取組について

都立学校における部活動の地域連携・地域移行の試行実施について

1 目的

生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動と教員の働き方改革を実現するため、休日の部活動について、外部事業者と学校が連携して行う地域クラブ活動を試行実施し、部活動の地域連携・地域移行の在り方を検証する。

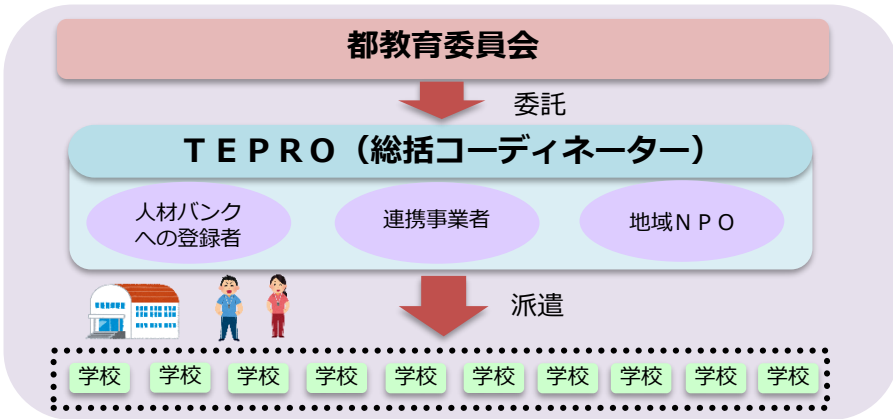
＜主な検証事項＞

- (1) 地域団体と学校との連携
- (2) 外部委託による教員の負担軽減
- (3) 地域クラブ活動における指導者の質の確保
- (4) 活動場所の確保・施設の管理
- (5) 教員等の兼業・兼職

2 実施方法

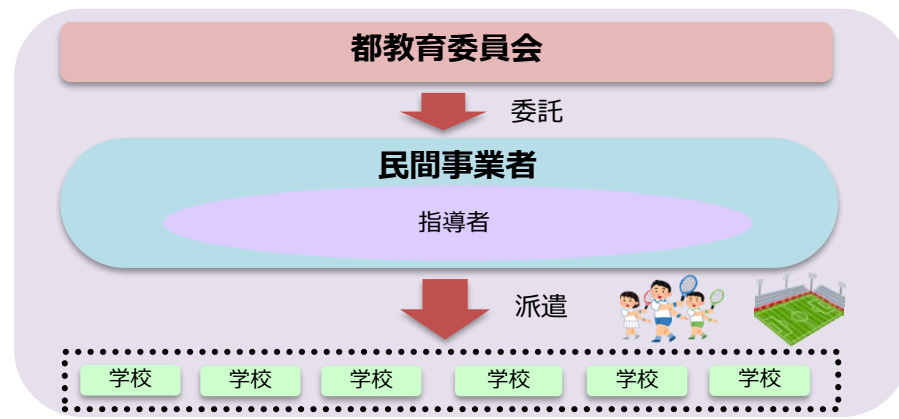
都立中学校等の部活動における地域連携促進事業

公益財団法人東京学校支援機構（TEPRO）への委託により、都立中学校等 **10校** の **10部活動** について実施



都立高等学校における部活動改革パイロット校

民間事業者への委託により、都立高等学校 **6校** の **12部活動** について実施



3 予定している指導者

- ・ 民間事業者や地域スポーツ団体等からの派遣者
- ・ 個人指導者
- ・ 教員や部活動指導員（兼業・兼職）

4 実施校・実施部活動

- ・ 次ページのとおり

5 今後の予定

- ・ 6月中に全実施校で指導開始

2 東京都の取組について

都立学校における部活動の地域連携・地域移行の試行実施について

都立中学校等の部活動における地域連携促進事業

実施校	実施部活動
都立白鷗高等学校附属中学校	硬式テニス部
都立両国高等学校附属中学校	硬式テニス部
都立武蔵高等学校附属中学校	サッカー部
都立富士高等学校附属中学校	硬式テニス部
都立大泉高等学校附属中学校	卓球部
都立桜修館中等教育学校	剣道部
都立小石川中等教育学校	化学研究会
都立立川国際中等教育学校	ラクロス部
都立南多摩中等教育学校	卓球部
都立三鷹中等教育学校	硬式テニス部

都立高等学校における部活動改革パイロット校

実施校	実施部活動
都立足立高等学校	バドミントン部
都立日本橋高等学校	バドミントン部
都立調布北高等学校	サッカー部
	男子バレーボール部
	バドミントン部
都立板橋高等学校	男子バレーボール部
	卓球部
都立永山高等学校	女子ソフトボール部
	ハンドボール部
都立国分寺高等学校	硬式テニス部
	バドミントン部
	水泳部

令和4年度地域運動部活動推進事業 休日の段階的な地域移行に関する実践研究 成果報告書（概要）

令和4年度の取組（地域運動部活動推進事業 成果報告書） スポーツ庁ホームページに掲載
https://www.mext.go.jp/sports/b_menu/sports/mcatetop01/list/jsa_pref_00013.html

杉並区

運営主体：株式会社Sports&Works
一般社団法人 杉並文化スポーツサポーターズクラブ
活動場所：杉並区立小中一貫教育校高円寺学園
杉並区立富士見丘中学校
指導者：事業者にも所属する専門コーチ、外部コーチ
移動手段：該当校生徒の参加

責任主体：杉並区教育委員会
活動種目：軟式野球、バスケットボール、サッカー、
ソフトテニス、バドミントン等
会費等：なし
保険：災害共済給付制度

日野市

運営主体：スポーツデータバンク（株）
※連携：コニカミルタ（株）
活動場所：日野市立三沢中学校 校庭
指導者：コニカミルタ（株）社員（陸上競技部コーチ・選手）
移動手段：徒歩・公共交通機関

責任主体：スポーツデータバンク（株）
日野市教育委員会
活動種目：陸上競技
会費等：なし
保険：スポーツ安全保険

渋谷区

実践研究校：広尾中学校、代々木中学校
原宿外苑中学校、
渋谷本町学園中学校
活動場所：渋谷本町学園中学校、広尾中学校、代々木中学校
指導者：ユナイテッド委託事業者による専門指導員
移動手段：徒歩

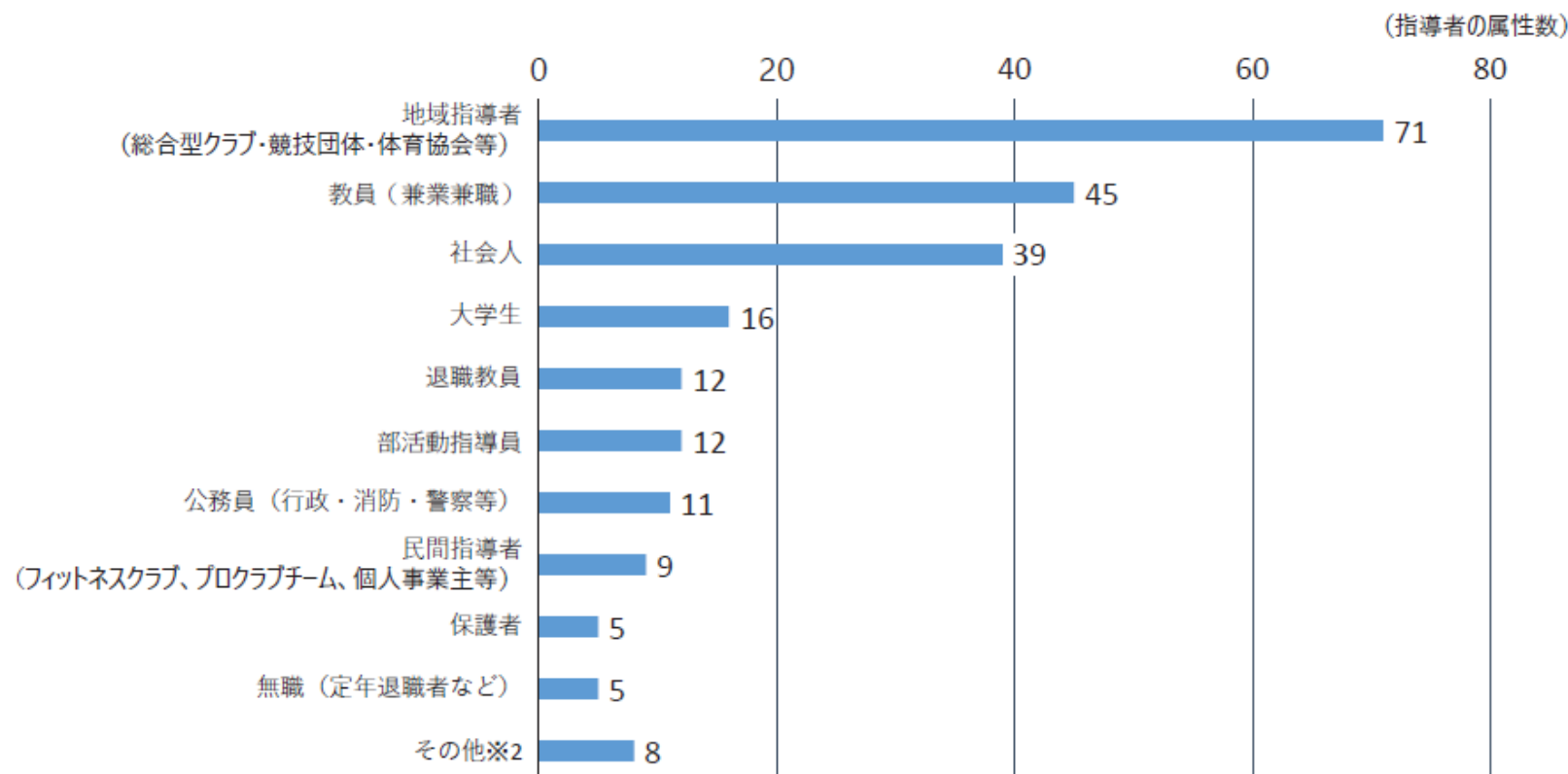
活動種目：サッカー
会費等：20,000円/年

指導者の確保について

地域におけるスポーツ指導者の質・量の確保方策について | 休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究の状況

実践研究における指導者の属性は、以下の通り。地域指導者が最も多く、半数ほどの自治体で、兼業兼職の教員が指導者として任用されている。

指導者の属性 (n=233※1)



※1：自治体数103のうち、指導者の属性について未回答の3自治体を除く。ただし、1つの自治体内で任用している指導者が複数に渡るケースがあるため、自治体数を超えるn数となる。

：なお、1つの自治体内において、属性ごとの指導者数が不明。そのため、あくまでも1つの自治体内における属性の数を集計しており、本データは指導者数ではない点に留意。

例) 回答内容：指導者数5名(学校職員、公務員)⇒集計方法：学校職員1、公務員1

※2「その他」には、「外部指導者」「スポーツエキスパート」「地域住民」といった回答を含む。

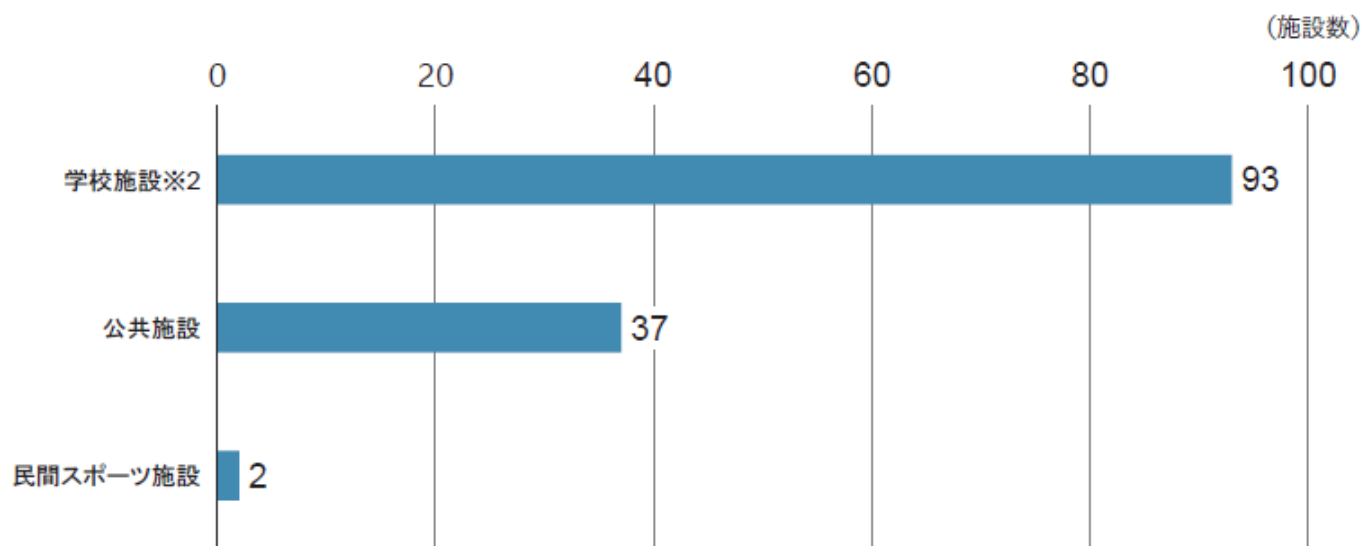
(出典) 運動部活動の地域移行に関する検討会議 (第3回) 参考資料1

実践研究における施設の確保について

地域におけるスポーツ施設の確保方策について・休日の部活動の段階的な地域移行に関する実践研究の状況

実践研究で利用されている施設の種類の数は、以下の通り。
約9割の自治体で、学校施設が活用されている。

主に利用されている施設の種類の数（n=132※1）



※1：実践研究の場となっている自治体数103のうち、運利用施設について未回答の4自治体を除く。ただし、複数の施設を回答している自治体がいる場合は複数カウント。

※2：学校施設には、拠点校以外の学校施設を利用している場合を含む。

（出典）運動部活動の地域移行に関する検討会議（第3回）参考資料1